

1 議 事 日 程

〔平成31年太宰府市議会 建設経済常任委員会〕

平成31年3月4日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第6号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第21号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第22号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第23号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第24号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第25号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第26号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第27号 太宰府市営駐車場条例の制定について
日程第9 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
日程第10 議案第30号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第11 議案第31号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	宮原伸一	議員	副委員長	上	疆	議員
委員	橋本健	議員	委員	村山弘行		議員
〃	入江寿	議員	〃	堺		剛 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

都市整備部長	井浦真須己	観光経済部長	藤田 彰
都市計画課長	木村昌春	建設課長	山口辰男
観光推進課長兼 国際・交流課長	木村幸代志	産業振興課長併 農業委員会事務局長	中島康秀
上下水道課長	佐藤政吾	上下水道施設課長	小柳憲次
建設課用地担当課長兼 県事業整備担当課長	伊藤 剛		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿部宏亮	議事課長	花田善祐
書記	芥藤正弘		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） 皆さん、おはようございます。

委員会条例第16条の規定により、傍聴を許可しております。ご報告いたします。

傍聴される方は、お手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。委員会の途中で入退室される場合は極力お静かにお願いいたします。

定員数に達しておりますので、ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

本日は、2月25日の本会議において当委員会に審査付託されました条例の一部改正7件と条例の制定1件及び補正予算3件につきまして審査を行います。

審査の順序は、お手元に配付しております日程の順とします。

それでは、審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第6号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第1、議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題といたします。

執行部の補足説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） おはようございます。

議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は15ページ、16ページ、条例改正新旧対照表は6ページと9ページになります。

消費税法等が改正されたことから、公園条例別表第4に定める使用料につきまして、210円を220円に、540円を550円に、1,080円を1,100円に改めるものでございます。現行の使用料を税率8%で割り戻し、新税率10%を加算した額としております。なお、10円未満の額は切り捨てとしております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 使用料金についてお尋ねしたいんですが、ほとんど小・中学校も含めて、公共施設は市内と市外の利用料金が倍です、市外は。ただ、歴スポだけが同一料金、これはどういう経緯でこういうふうになったのか。それから、これと同様な施設がほかにあるかどうか。この2点、お願いいたします。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） このように当委員会所管分につきましては一般開放利用部分における使用料となっております、市内者、市外者等につきましては、所管分についてはスポーツ課のほうになりますので委員会のほうが総務文教委員会のほうになるかとは思いますが、その辺のいきさつについては私のほう今勉強不足で手元に資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 所管外ということですから、この辺はスポーツ課にお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点は、梅林アスレチック、この利用団体の状況、どういう団体が使っているのかということと体協加盟団体について。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） そちらの申し込みがあつて利用する部分の団体もしくは利用料についてはスポーツ課のほうで受け付けをして、それで団体等の管理をしているというふうに認識しておりますので、建設課所管、公園の全体管理は建設課でございますけれども、有料部分等の申し込み、利用料等の徴収につきましてはスポーツ課のほうで実施をしているということになりますので、一般の、通常の無料部分の利用については自由に使っていただいているということになります。その中で、このような公園条例における建設課所管分の占使用料につきましては、こちらで書いてあるとおりの、例えば撮影を無料一般開放部分で行うとか、そういった部分に関する使用料という形になっております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 質問じゃないんですけども、議案第6号は公園の一部改正する条例の審議だけれども、今橋本委員が聞かれたように、料金の問題は知ってはいるけれども所管外だから答えられないということ、全く知らんのか。知つとるけれども所管外だから答えられないということならわからんじゃないけれども。全くそのことは知らないということなら、それは公園を管理する側の建設課としては認識不足じゃないかと思うけれども。知つとるけれども所管外だから答えられないというのなら、私は理解やけれども、そこはどうなん。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） そちらのほう詳しいところの事績は持っておりませんが、あらゆるスポーツ団体のほうがスポーツ課のほうを通して利用を申し込んでやっているということで、詳細の、どこのどういう団体が何日とか、幾つの団体が使っているという部分については詳しくは今こちらのほうに資料持っておりませんので、またスポーツ課のほうに訪ねた上で把握をしていきたいというふうに考えております。

あと、歴史スポーツ公園につきましては、ソフトボールチームであったり、あとそれからグ

ラウンドゴルフ等であったり、そういった方が頻繁に利用されてあるということは認識をしております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この条例改正については、内容については是々非々だと思いますが、条例改正ではなくて、実際現実公園をご使用するに当たって市民の皆様が、使用されている方じゃなくてその近隣に居住されている方々に対する配慮というものが今後出てくるのではなからうか。例えば、騒音の問題、それと落ち葉の問題、要するに管理の問題、こういったものが近隣住民の方から若干私のほうにも声をいただきましたので、こういったものについて、この条例の質問とはちょっとそぐわない質問で申しわけございませんが、所管としてどのように今後対応していこうかというお考えなのかご答弁いただければと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 通常公園維持管理におきましては、高低木の剪定であったり、あとは平場の草取りであったり、この辺については5,000㎡を基準としまして、小さい公園につきましては、5,000㎡未満の公園につきましては地元のほうに平場の草取りとそういったクリーンデー等のところで協力をいただいているところでございます。

またあわせて、トイレを設置してあるところであったりとか先ほどの高低木等の剪定、それから傾斜地であるところの草刈り等につきましては、当建設課所管のほうでしっかり維持管理をして、業務委託になりますけれども、いろいろな造園業者さんであったりシルバー人材センターさんであったり、こういったところにしっかり委託をしてその管理、もしくは今後予算上の関係もございますけれども、しっかりと維持管理で皆さんが気持ちよく使えるような公園を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○都市整備部長（井浦真須己） 今、中の管理とか維持管理については山口課長のほうからも申しましたけれども、公園自体がどういう利用をされているかとかということも含めて、それとあと回りへの影響も含めて、私どもとして建設課で管理する分と教育委員会で管理する分ということで、それぞれ役割をきちっと両方で共有しながらやっていかなきゃいけない。今まで利用する利用しないということはありませんけれども、今後は周りの方も含めて快適な利用を、市内全域に、皆さんが納得してというか、公園がやっぱり近くにあってよかったねと思っていたような利用法を今後は考えていく必要もあるかというふうに、今堺委員おっしゃるとおりだというふうには思っているので、公園担当とまたあと教育委員会等も含めて、公園については再度協議をしながら誰しものが安全・安心に、また周辺の人にも納得いただけるような公園を目指していきたいというふうに思っていますので、今後またそういう内容等々が決まりましたら、また委員会なりに報告をさせていただきたいと思っていますので、これからもよろしくお

願いたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） この条例も今から出てくる条例も大体消費税10%に絡む問題というふう
に思います。私どもとしては消費税の10%については反対をしておるということで、この案件
については反対をさせていただきたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） なければ、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」当委員会所管分を原案のと
おり可決することに賛成の方は挙手願います。

○委員長（宮原伸一委員） 多数挙手です。

よって、議案第6号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しまし
た。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第21号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例に ついて

○委員長（宮原伸一委員） 日程第2、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の  
一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明をお願いいたします。

観光推進課長。

○観光推進課長（木村幸代志） それでは、議案書69ページから74ページ、条例改正新旧対照表の  
61ページから73ページになります。

「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上  
げます。

これは、議案書69ページに提案理由が書いてありますとおり、先ほどの公園条例と同様、消  
費税法の改正により、消費税率が8%から10%に変更になるものが主でございます。それとあ

わせまして、一部これにあわせまして、備品等で実際に破棄しておるものがそのまま残っておりますので削除させていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 条例内容につきましては、私も肯定的な考えではあるんですけども、確認の意味を込めて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

太宰府館はせんだって改修工事である程度の工事経費もかかっていると私は認識しておるんですが、それで利用が促進されていけばいいんですけども、利用状況から見て使用料の設定金額が、この金額がどのような形で1時間当たりが出されているのかというのが一つ。

それともう一つは、この規定の改定というのは定期的に行うものなのか随時で行っていくものなのか、そのあたりの全体としての見直しのあり方についてお示しいただければというふうに思います。

○委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。

○観光推進課長（木村幸代志） 太宰府館の部屋とかの使用料につきましては、大体できる当初に中央公民館とかいきいき情報センターを参考に設定されておるようです。大体近い金額になっておるようでございます。

今後の使用料の見直しということですか。

○委員（堺 剛委員） そうです。今回は消費税にあわせてという形だと思いますが、今後定期的に行うのか。

○観光推進課長（木村幸代志） 現状的に太宰府館の使用料を消費税以外の部分で見直したことはないかと思いますが、いわゆる値上げしたことはです。これはほかの施設も同様ですけども、使用料値上げというのはいろいろ慎重に検討しなきゃいけないことではあるかと思いますが。今後じゃあいつの時期に消費税以外で見直すかということも、特に決まっておりません。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 太宰府館については利用にあわせて費用対効果的にどうなのかなというご質問もほかの議員も言ってありましたが、太宰府市内の公共施設の施設利用料のあり方という面については一つ一つ細かくチェックしていただきたいというのと、今後活性化に向けてどういう取り組みを行いながら、単に値上げするのではなくて、市民の方が、一人でも多くの方が利用できるような仕組みづくりという活性する方向性を示していただくと非常にありがたいなというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。

○観光推進課長（木村幸代志） ご指摘のとおりで、使用料は使用料として、あと活性化という部分では、非常にもっと稼働率を高めるといふ部分では、土日につきましては太宰府館でもほとんど年間通して埋まっているような状況です。ただ、平日の利用率を上げたいということで、いろいろな民間の団体に声をかけたり、今具体的に一つ進めているのは、まほろば衆という団体さんなんですけれども、まほろば衆中心になって宰というグループつくられてあるんですけども、その方々に平日の館の有効利用ということで、平日に観光客相手に館でイベントやってもらって観光客をそこに呼び込むと、ついては滞在時間の延長にもつなげていくというようなところで動き出している部分もあります。これ、うちの観光推進課とまほろば衆さんで旅行者営業に回ったりしたりもしておるところでございます。そういったところで、平日の利用促進というのはこれから大きな課題になっていくかと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ここで委員の皆さんにお願いいたします。本日の審査内容から外れた質疑になってきておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（上 疆委員） なくなっている部分があるということでした。その部分で冷茶機、それから陶芸釜、これはそのようになくなるとんですか。

○委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。

○観光推進課長（木村幸代志） 新旧対照表の70ページでいきますと、真ん中上に冷茶機、その上の販売用ワゴン、その下の陶芸釜、この3つはもう現在ないということで、これを機に落とさせていただいております。

○委員長（宮原伸一委員） 副委員長。

○副委員長（上 疆委員） 小さな分やけれども、陶芸釜は大きいから、これは3,240円の関係でとりますが、そういう部分で陶芸釜は大分前からしておりました。そういうのが、なくなったのか壊れたのかというようなことでしているのかということら辺を。

○委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。

○観光推進課長（木村幸代志） 廃棄したと聞いております。

○委員長（宮原伸一委員） 副委員長。

○副委員長（上 疆委員） 陶芸釜そのものはないんですか、そしたら。

○観光推進課長（木村幸代志） はい。

○副委員長（上 疆委員） 捨てたんか、使い物にならんかったからということでやっとなんですか。

○観光推進課長（木村幸代志） もう使えないということで廃棄したのではないかと思いますけれども、済みません、過去のことでそこまでは確認しておりませんが。

- 委員長（宮原伸一委員） 副委員長。
- 副委員長（上 疆委員） 私の時代は、陶芸釜というのは立派なやつです。これぐらい大きなやつです。そういう中での部分が突然なくなるというのはおかしな話ですけども、その辺はわからなければ後ほどどういうふうになったんかということをお願いします。
- 委員長（宮原伸一委員） 後ほどよろしいですか。
- 観光推進課長（木村幸代志） はい、わかりました。
- 委員長（宮原伸一委員） 堺委員。
- 委員（堺 剛委員） 教えてください。使用料の営利目的での使用料の場合は100分の300という、この300という数字も大体今までいきいきとかプラムとかで使っているのを基準につくられた基準値ということで認識しとってよろしいんですか。
- 委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。
- 観光推進課長（木村幸代志） プラム・カルコアの場合にはもともと営利料金がなかったんじゃない、ちょっと定かではありませんが、あそこもともと利用自体がそういう営利ができないと。いきいき情報センターが、3倍です。同じような文言だとは思うんですけども、3倍というのがあります。
- 以上です。
- 委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。
- 入江委員。
- 委員（入江 寿委員） 物産コーナーの1階部分で例に挙げて聞きたいんですけども、今物産コーナーで1カ月2,200円という徴収されております。物産コーナーってお土産みたいなどころですよ、つくられた。例えば、この物産コーナーさんのところに違う方が来られて、月10万円で貸してくださいというそういう相談があったときはどのように対処はされるんですか。
- 委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。
- 観光推進課長（木村幸代志） 今の物産コーナーを今の状況で使うのであれば現行のこの金額に基づいた金額になるかと思えますけれども、仮にもし高いお金でも払ってでも使いたいということであれば、例えば部屋を3倍料金で借りていただくとか、そういうことは実際今でもあっていますしできるかと思えます。
- （「できるんですか」と呼ぶ者あり）
- 観光推進課長（木村幸代志） 今でもやっていただいています。
- 委員長（宮原伸一委員） 入江委員。
- 委員（入江 寿委員） ということは、そんなとき、そういう方が来られたときは、物産コーナーをされている方というのは……。
- 観光推進課長（木村幸代志） いやいや、今の物産コーナーは……。
- 委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。



- 観光推進課長（木村幸代志） 今の物産コーナーをどけてじゃないです。別の……。
- 委員（入江 寿委員） ああ、別の。
- 観光推進課長（木村幸代志） 例えば3階のホールを1日借り切って物の販売されたりとか、2階の会議室でやられたりとか。
- 委員長（宮原伸一委員） 入江委員。
- 委員（入江 寿委員） 例えば続いてそこを何年って借りたいという方の場合はだめなんですか。もうこの条例にのって貸すというか……。
- 観光推進課長（木村幸代志） 今現在はです。
- 委員（入江 寿委員） あそこで商売というのはだめなんでしたか。質問変えますけれども、あそこで民間の方が何か商売したいという借り方はだめなんですか。
- 委員長（宮原伸一委員） 観光推進課長。
- 観光推進課長（木村幸代志） もしそういう、おいしいという言い方はあれですけども、話があれは、今の条例にはそういうのを想定していないのでありませんけれども、当然検討する余地はあると思います。
- 委員（入江 寿委員） わかりました。よろしいです。ありがとうございました。
- 委員長（宮原伸一委員） 再度お願いいたしますけれども、本日の審査内容から外れた質疑になってきておりますので、委員の皆さんの協力をお願いいたします。
- ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 村山委員。
- 委員（村山弘行委員） 先ほどと同じような理由で、消費税の増税については反対をしておりますので、この案件についても反対をしたいと思います。
- 委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（宮原伸一委員） 採決を行います。
- 議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- 委員長（宮原伸一委員） 多数挙手です。
- よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第22号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第3、議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は75ページ、76ページ、条例改正新旧対照表は74ページから82ページになります。

消費税法等が改正されましたことから、別表の備考の9中、100分の108を100分の110に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） これも同様、消費税の10%増税に対するもんというふうに思いますので、この案件については反対をしたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 採決を行います。

議案第22号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○委員長（宮原伸一委員） 多数挙手でございます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第23号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第4、議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） おはようございます。

議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明させていただきます。

議案は77ページ、新旧対照表は83ページから86ページでございます。

平成29年4月より太宰府市屋外広告物等に関する条例を施行いたしまして屋外広告物の許可事務を行ってまいりましたが、本条例を運用する中で歴史的な景観要素となる歴史的意匠屋外広告物が現行の制度上で掲示できる総量の規制等に抵触いたしまして、今後例えば火災等で失われた場合に復元を行っても再掲示できないということがわかってきました。このことから、歴史的意匠屋外広告物について制限の緩和を行うものでございます。

改正内容についてご説明をさせていただきます。

条例改正の新旧対照表、83、84ページをごらんいただければと思います。

83ページの右側の改正案でございます。第2条第4号に84ページの第35条を受け、歴史的意匠屋外広告物を定義しております。歴史的意匠屋外広告物とは、第35条にありますように、歴史的な意匠（デザイン）を有してありまして、かつ本市の良好な景観形成及び歴史的風致の維持に寄与していると認められるものとして審議会の意見を受け市長が指定するものとしております。第35条で指定されたものは、83ページの第10条の規定により許可基準、冒頭でご説明しました敷地内に掲示できる総量の基準等の適用から除外するという制限の緩和を行うものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 歴史的意匠屋外広告、これ具体的にどこどこにあるというのを教えていただけませんか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今都市計画課のほうで認識しておりますのは、参道沿いの梅園の公告、梅園の看板、それと上田写真館1階のカステラ屋さんの看板、それと小鳥居小路の、店舗ではないんですけども、中嶋医院の看板、今箱に入れられてライトアップされているんですけども、その中嶋医院の看板です。それと、掲示はされていないんですけども、小野筑紫堂さんのほうに看板があるということお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 質疑は終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号「太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 全員挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第24号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第5、議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は81ページ、82ページ、条例改正新旧対照表は、87ページ、88ページになります。

消費税法等が改正されたことから、自動車駐車場条例別表第4に定める月額について、5,140円を5,230円に改めるものでございます。現行の月額を税率8%で割り戻し、新税率10%を加算した額としております。なお、10円未満の額は切り捨てとしております。対象の自動車駐車場は国道3号関屋高架橋下の西鉄都府楼前駅南側にありますパーク・アンド・ライド自動車駐車場になります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この改定については消費税にあわせたという形なので問題ないと思いますが、5,000円という設定はやっぱり近隣市とあわせて考えてらっしゃるということでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） こちらのほう、条例のほうが平成13年1月4日施行となりまして、こちらのパーク・アンド・ライド駐車場のほうにつきましては、当時国が行いました財務省のサミットに基づいてパーク・アンド・ライドを国道3号の道路の区域において実施をしてほしいということで要望がありまして、その後市のほうで運営管理をとということになっておりますので、その際に周辺の民間駐車場の1カ月当たりの利用料等のほうを調査いたしまして、その時点でこの元になる金額を算出しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 民間が、地域の状態が、変動額していくときには見直していく可能性もあるということではよろしいんですか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 周辺の駐車場料金、月極駐車場の額が変動が大幅に変わるとか、あとは周辺市町村でこういったパーク・アンド・ライドを実施している民間であったり公益であったりがありますけれども、その辺につきましては周辺の状況を勘案しながら考えていきたいというふうに考えておりますが、民業圧迫にならないような形での、改定が必要な場合はそういった改定になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） この議案につきましても、消費税10%に伴うものが問題としますので反対をしたいと思います。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○委員長（宮原伸一委員） 多数挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時33分〉

日程第6 議案第25号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第6、議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） 議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は83ページから85ページ、並びに条例改正新旧対照表では89ページから94ページをご参照ください。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率が10%に改正されることと学校教育法及び関連法の改正、技術士法施行規則の改正という3つの要因に伴う改正でございます。

まず、消費税及び地方消費税の税率が10%に改正されることに伴う改正からご説明させていただきます。

給水申し込みの際にご負担いただく個人負担金及び団体負担金並びに水道の使用料金を改正するものでございますが、それぞれ消費税転嫁8%を10%に引き直したものでございます。個人負担金が第7条の2、団体負担金が第7条の3、水道料金につきましては第25条の改正でございます。なお、この消費税及び地方消費税の改正関連の施行期日は平成31年10月1日といたしておりますが、水道料金につきましては附則の2で料金に関する経過措置を定めております。これは、国税庁が示しております経過措置を踏まえまして、11月使用分からの適用ということを言いあらわしているものでございます。

次に、技術士法施行規則の改正に伴うものでございますが、敷設工事監督者の資格、第42条第8号につきましては、技術士法施行規則が改正され、技術士試験の第2次試験の選択科目について現在20部門96科目のところ20部門69科目に見直すこととなり、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことによる今回の改正でございます。

最後に、敷設工事監督者の資格、第42条第3号と水道技術管理者の資格、第43条の改正箇所につきましては、学校教育法などの改正に伴うものでございます。学校教育法などの改正により、平成31年4月1日施行で大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学と専門職短期大学の制度が構築されることとなったことによる今回の改正でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮原伸一委員) これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

○委員(村山弘行委員) 議案第25号につきましても基本的には消費税の10%に移行するものが基準になっておるといふふうに思っていますし、附則の2につきましても個人、団体、それぞれ8%から10%にしていこうということでありまして、他の技師の試験の科目だとか学校教育法の改正等々につきましても若干の、1カ月間の猶予はあると思っておりますが、基本的には消費税の10%移行に伴うものというふうに理解をしておりますので、消費税の増税については私反対をしておりますので、議案第25号については反対をしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(宮原伸一委員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮原伸一委員) 採決を行います。

議案第25号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○委員長(宮原伸一委員) 多数挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第26号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

○委員長(宮原伸一委員) 日程第7、議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤政吾) 議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の86ページと87ページ並びに条例改正新旧対照表では95ページから97ページをご参照ください。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率が10%に改正されることに伴う改正でございます。

第17条の別表につきましても、それぞれ消費税転嫁8%を10%に引き直したものでございます。

また、条例の施行期日は平成31年10月1日といたしておりますが、先ほどの水道事業給水条例改正と同様に、国税庁が示しております経過措置を踏まえ、11月使用分からの適用ということで上程しているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） 26号につきましても消費税の問題でありますので、議案第26号については反対をいたしたいと思えます。

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 多数挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第27号 太宰府市営駐車場条例の制定について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第8、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書89ページをお開きください。

本条例は、歴史的風致維持向上計画に基づき、大宰府政庁前に新たに来訪者向けバス専用駐車場を設置しましたことから、本駐車場を有料化するため、制定するものでございます。

大宰府政庁前駐車場の設置の経緯といたしましては、本市に年間約1,000万人もの観光客に

おいでいただいておりますが、太宰府天満宮や九州国立博物館周辺へ一極集中の状況となっておりますことから、かつて歩きながら地域の多様な文化遺産を体験するさいふまいの道筋でもあります政庁通り周辺へ回遊していただくことや修学旅行生などへの学習の場の提供を目的とし、設置するものでございます。

有料化につきましては、年々史跡地の維持管理に多額の費用を要しておりますことから、この財源確保と考えております。

それでは、条文に沿いまして、主なものをご説明させていただきます。

89ページ、第3条、使用日及び使用時間等でございます。

91ページの別表第2に掲げておりますように、91ページの第12条で休止しない限り1年間で、午前8時から午後6時まで開場いたします。

次に、89ページ、第4条、対象自動車でございますが、道路交通法に規定されております大型自動車で定員30人以上のバス及び中型自動車で定員11人以上30人未満のバスを対象としております。

第6条、使用料につきましては、91ページの別表第4にございますように1回の入庫につき大型1,500円、中型1,000円としております。

89ページ、第7条、使用料の徴収につきましては、原則として出庫時に徴収をさせていただきます。具体的には、機械式のゲートを設置いたします。

また、修学旅行等の繁忙期には、第5条に基づき予約も可能なシステムの導入も検討しております。その際には、機械式ゲートでは対応が困難となることも予想されますので、駐車場の整理について、これは委託することになりますが、人為的な対応を想定しております。

第8条以降につきましては、有料駐車場を運営するに当たっての必要な事項を規定しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 2月1日から一応試験的にされたんですが、その台数とといいますか状況はどんなふうでしたか。まだPRとといいますか、そういったものが行き届いていないんで、とめる方というのは少なかったろうとは思いますが、どういう状況でしたか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 今のところ、毎日とまっているわけではございませんで、やはりたまにとまっている状況で、今把握しているのは、4台とまっていたのが1回ありました。それと3台ほどとめていただいたところがありました。

4台とめていただいたところにつきましては、そのバス会社のほうにどのような状況でとめましたかという状況を聞いております。文化ふれあい館で催しがあって、そこからいろいろな史跡地を回遊して、大宰府跡でそこでバスに乗って帰られたということを知っております。

今のところそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） ありがとうございます。

それで、ゲート式で機械で入れるという、料金を。その前にあの駐車場内にトイレを設置するという案はなかったのか。やはり大型バスをおりたときにはみんなすぐトイレに行かれる方が圧倒的に多いんです。だから、同じ敷地内にトイレがあったほうがやはりよかったんじゃないかなと思っていますが、その辺は検討されたのかどうか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 設計上も検討はしております。ちょうど大宰府政庁に向かって角地が一番駐車台数がとめられる状況で、そこが一番適地として、そこに立てる予定にしておりました。この事業につきましては、歴史的風致維持向上協議会でいろいろ事業についてもまわっていただいて実施しているものでございまして、その協議会の場で、やはりその政庁を見渡せるところにトイレがあると余り好ましくないのではないかとということで、協議会で否決されたような状況でございます。トイレにつきましては、政庁内に4カ所ございますから、それで今のところ対応していただくような形になります。

それと、今後史跡地の整備を考えております、文化財のほうでございますけれども。うちのほうも歴史的風致維持向上計画に基づいて史跡地の整備を今後考えていくんですけども、その中でトイレの設置も考えて、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） これは機械式で管理をされていくと思うんですが、トラブルが発生した場合、例えばよく車両で駐車場トラブルがあるのは、オイルをまかれて、要するに故障でオイルが漏れとって、そのオイルでほかの2次的な事件が起きたりというのが通常よくあってます、駐車場で。その管理あたりから考えると、今後防犯カメラとかの設置を検討されているのか、それが1点。

それともう一つ、先ほど料金体系で別表第4のところでは1,500円と1,000円、大型車、中型車というのはわかるんですが、じゃあ対象外車両がもし進入したときの場合、周知告知板は出されると思いますが、その対応をどうされるのか。

それと、あとこの料金体系が若干ざっくり感で1,500円と1,000円だけなので、時間規定的なものは設けられなかったのか。というのは、繁忙期において利用率を考えると、単にこの規定

だけではちょっとどうなのかなという心配の点があります。

それと、最終的に、例えば繁忙期には有人管理も考えてらっしゃるのかなというのはちょっとあったんですけども、そのあたりをご説明いただければと思います。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） まず、防犯カメラでございますけれども、防犯カメラにつきまして今一般競争入札にしている状況なんですけれども、その仕様の中に防犯カメラも入っておりますので、将来的に設置したときには防犯カメラもつくような形になります。

それと、対象外車の入場につきましては、対象外で入ってこられた場合は、例えば出ていくときにインターホン等を設置しておりますので、そこで申し出ていただいて、それで対応していくような形になります。どういうふうな対応になるかというのはこれから詰めていくような形になると思いますけれども、インターホンはつけさせていただくという、それも仕様書のほうに入れておりますので、それで対応させていただくような形になると思います。

それと、時間の規定なんですけど、これは太宰府天満宮の駐車場が、大体1回の入庫につきこの値段です。これに歴史と文化の環境税を加えた金額を徴収してありますので、やはり民業圧迫にならないように同じような形で考えておりますので、特に時間の規定は設けておりません。修学旅行とか観光ですので、そんなに長居はされないんじゃないかなということで時間の規定は設けておりません。

予約制もございますので、予約制の中では時間等も聞いていきますので、その辺の整理とかはさせていただこうと思っています。

それと、有人管理ですけれども、先ほどご説明の中でも申し上げましたとおり、繁忙期とかのときには委託をいたしまして、中の交通の整理は人為的なものでやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） じゃあこれからこの規定については現状に合わせた形で、詳細を検討しながら固めていくという方向性ということで認識しとってよろしいですか。

○委員長（宮原伸一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） そのとおりでございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(宮原伸一委員) 全員挙手です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について

○委員長(宮原伸一委員) 日程第9、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」当委員会所管分を議題といたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費について執行部の説明を款ごとをお願いいたします。なお、質疑も款ごとに行います。

それでは、6款の農林水産業費から説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長(山口辰男) 6款農林水産業費、1項農業費、農業用施設改修事業についてご説明申し上げます。

今回、繰越明許をお願いするのは、1つ目は、国分地区にあります奥ノ池からの取水を上ノ池からの取水に切りかえるための工事でございます。

文化財協議に期間を要しますことから、繰り越しをお願いするものでございます。

2つ目は、松川地区の松川池、いわゆる松川補助ダム下流にあります農業用ゲートの改修工事でございます。

旧式の固定式ゲートであるため、昨年7月の豪雨の際にこのゲートを越流し、すぐ下流にある市道の路肩を洗い流し、個人所有の田のあぜにも被害を及ぼしたことから、ゲートを改修するものでございます。後の農林水産業施設災害復旧費の中でもご説明いたしますが、近接している災害復旧工事との調整やゲートの作成に期間を要しますことから繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(宮原伸一委員) 産業振興課長。

○産業振興課長(中島康秀) 引き続き、産業振興課所管分についてご説明いたします。

3項目めの緑地公有化事業の5,000万円についてでございますが、繰り越しの理由といたしましては、土地の譲渡所得の特別控除について税務署との事前協議を行うこととしておりますが、その協議に時間を要し、その後の契約、登記、支払いが次年度となるおそれがあるため、

繰越明許費補正をお願いするものです。

なお、本日までに税務署との事前協議につきましては2月18日付で完了しておるため、本日までに地権者との契約事務は終了しております。今後、年度内に内部事務を終了させるよう進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（宮原伸一委員） 6款農林水産業費の説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） なければ、次に進みます。

8款土木費の説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良（防災・安全社会資本整備交付金）事業についてご説明申し上げます。

今回、繰越明許をお願いするのは、1つ目は、青葉台1号線道路改良工事でございます。地元及び占用者の埋設物移設工事との協議に期間を要しますことから繰り越しをお願いするものでございます。

2つ目は、水城駅・口無線の道路改良工事でございます。

用地交渉において地権者との協議に期間を要しておりますことから繰り越しをお願いするものでございます。

用地費、補償費につきましては、用地担当課長から説明申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課用地担当課長。

○建設課用地担当課長（伊藤 剛） 用地費、補償費についてご説明申し上げます。

水城駅・口無線用地購入事業で、1件の地権者との協議に時間を要したため、契約は完了していますが、登記などの手続にもうしばらく時間がかかる見込みのため、繰越明許補正をお願いするものです。

次に、同款、同項、生活道路改良事業について、建設課長から説明申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 次の生活道路改良事業についてご説明申し上げます。

まず、梅ヶ丘二丁目交差点の改良に係る設計業務委託でございます。

地権者や関係機関との協議に期間を要しておりますことから、繰り越しをお願いするものでございます。

場所は、太宰府市梅ヶ丘二丁目と筑紫野市大字阿志岐との市境で、県道筑紫野・筑穂線と交差する危険な交差点となっております。

用地費につきましては、また用地担当課長からご説明申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課用地担当課長。

○建設課用地担当課長（伊藤 剛） それでは、用地費につきましてご説明申し上げます。

繰り越しをお願いする事業が2件ありまして、1件目は、朱雀二丁目道路改良事業用地購入事業で、協議開始が1月になってから協議開始した案件で、協議は調いましたが、契約と登記手続に時間を要するため、繰越明許補正をお願いするものです。

2件目は、梅ヶ丘二丁目の交差点改良用地購入事業で、地権者や関係機関との協議に日数を要していることから、本年度中の完了が見込めないため、繰越明許補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 8款土木費の説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 青葉台1号線と水城・口無線の道路の完成の予定といたしますか、完了の予定はいつぐらいになるのでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） まず、青葉台1号線でございますけれども、現在いわゆる社会資本整備総合交付金の申請をしております、皆様いろいろご存じのとおりなかなか国費がつかないということで、本来予定の年度よりも若干遅れぎみではございますが、今現在予定をしております路線につきましては、平成31年度完了を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

その後、また長浦台までの整備の延長についても現在計画を持っておりまして、その部分の設計等の国費の要望のほうも進めてまいる予定で考えております。まずは、今現状の計画がある青葉台1号線の路線につきましては、平成31年度完了を目指してまいりたいと考えております。

それと、水城駅・口無線につきましては、まだ用地補償費等、年度が今度かわりまして、4月の初旬から中旬ぐらいにいわゆる国費の内示があるかとは思いますが、こちらのほうを見ながらどこまで進められるかということもありますけれども、今現状一番高額な補償費を要するところを除けば、平成31年度ないし平成32年度には完了できるのではないかとというふうには考えております。あとは、要望の中で国費をどれだけつけていただけるかというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それできれいになっているのは大変結構なことなのですが、シュロの木、これの処分はどうされているのか。やはりあれも賛否がありまして、あそこがあったから青葉台の住宅を購入したという方がいまして、なかなか決着がつかなかったんです。随分時間がかかったんです。それで、シュロの木は、現在は子どもたちが傘を差して通るときに、やはり邪魔になるとか、そういう弊害もいっぱい出てきておりますので、全部撤去されるんだろうとは思っていますが、その処分についてちょっと教えてください。どんなされているのか、どこに持っていかれているのか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） シュロの木の処分につきまして、所管の課長でありながら、そのシュロの木をどうしたかという部分は済みません、ちょっと今報告を受けておりませんで、基本的にはどこかに移設したのではなくて、もう完全に処分したのではないかということが考えられます。その辺については、廃棄処分とか、そういった処分の台帳がございますので、報告書がありますので、確認はさせていただきたいと思います。

また、そういったシュロの木に関する賛否両論あるということでございますので、整備後、そういった街路樹等、交通の安全とかいろいろな部分を考えていく必要はあるかと思いますが、今現状はまず歩行者の安全を最優先という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

○委員（橋本 健委員） はい。

○委員長（宮原伸一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 青葉台1号線で平成31年度完了というのは、これは詳細の名前は言わないほうがいいのかもしれないが、青葉台がちょうど登りついたところ、下りがもう長浦台になるから、登りついたところまでを1号線として平成31年度中には終了見込みということですか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 今現状青葉台1号線として路線として上げておりますのは、いわゆる大野城市に抜けるバス路線がございますけれども、そちらまでになっておりまして、その先はまた今後設計をして、その道路整備、歩道整備については長浦台の五叉路、あそこまでの計画を持って進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） そしたら、その後はあそこの頂上というか、四つ角、あれまでがその後と。長浦台に下るバス停があります、あれはまたそれ以降という形で、合わせて今下のほうに

ずっとなっているように反射板だとか、今歩道がちょっと大きゅうなって、電信柱も歩道側に今ずっと移設されての同様な形で、最終的には長浦台のバス停の下までは行くというふうに理解をしとってよろしいですか。

○委員長（宮原伸一委員） 建設課長。

○建設課長（山口辰男） 今計画としては長浦台の五叉路のバス停のところまで、あの路線の形状で持っていくという計画で進めております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありませんか。

次に進みます。

11款災害復旧費の説明をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（山口辰男） 11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業についてご説明申し上げます。

昨年7月の豪雨において被災した農地及び農業用施設のうち、国庫補助対象となる箇所の国の査定及び補助率のかさ上げ決定が昨年の年末となったことから、実施設計及び協議を3月上旬まで要し、年度内に竣工することが困難なことから繰り越しをお願いするものでございます。

箇所は、内山地区が2カ所、松川地区が1カ所となっております。

このうち、松川地区につきましては、先ほど農業用施設改修事業で説明いたしました工事と調整を図りながら工事を進めることとなります。

次に、3項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業でございますが、国庫補助対象となる箇所の国の査定が昨年10月中旬から下旬に実施され、その後、実施設計及び協議、工事契約を締結しましたが、通行どめ等に係る迂回路の地元の協議に期間を要していますことから繰り越しをお願いするものでございます。

また、松川地区の道路路肩復旧工事につきましては、近接している農業施設災害復旧工事との調整が必要なことから繰り越しをお願いするものでございます。

さらに、内山地区、三条地区の側溝復旧工事につきましては、地元及び関係機関との協議に期間を要しますことから繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 11款災害復旧費の説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありません



か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮原伸一委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宮原伸一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(宮原伸一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第28号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時06分〉

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長(宮原伸一委員) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

観光推進課長。

○観光推進課長(木村幸代志) 先ほど上委員からご質問がありました陶芸釜の件ですが、今ちょっと確認しましたら、以前に壊れて処分したということです。

○委員長(宮原伸一委員) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第30号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について

○委員長(宮原伸一委員) それでは、日程第10、議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

水道事業会計の補正予算書は青色の表紙となっております。用意をお願いいたします。

執行部の補足説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤政吾) 議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きください。

支出からご説明いたします。

3 ページ中段の収益的支出、1 款 2 項 3 目の消費税及び地方消費税でございますが、平成30年度の水道事業の決算見込みにおきまして800万円ほど不足する見込みとなり、今回の補正に計上いたしております。

その理由といたしましては、消費税の納付額は、課税売り上げ等に係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を差し引いた額を納付することとなっております。今年度は、水道料金は当初予算どおりの見込みとなっておりますが、3 ページの上段の収益的収入の1 款 2 項 2 目団体加入負担金が、3,596万4,000円と大幅な増が見込まれることから、課税売り上げ等に係る消費税が増となったことと、資本的支出におきまして、建設改良費が減となる見込みとなったため、課税仕入れ等に係る消費税も減ることに伴いまして、消費税の納付税額が増えることによるものでございます。

次に、今申し上げました資本的支出でございますが、1 款 1 項 3 目配水施設費の委託料と工事請負費が、入札減などの理由により1,000万円ずつの減額補正を計上いたしております。

4 目の小規模生活ダム事業費でございますが、これは福岡県が実施します平成30年度分の北谷ダムの堰堤改良事業の事業量減に伴いまして負担金の減となったものでございます。

収入につきましては、先ほど消費税のところでご説明いたしましたが、平成30年度は開発などが多く、団体加入負担金の増が見込まれますことから、増額補正を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号「平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第31号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（宮原伸一委員） 日程第11、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

下水道事業会計の補正予算書は黄色の表紙となっております。ご用意をお願いします。

執行部の補足説明をお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） 議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きください。

資本的支出1款1項2目流域下水道整備費で663万2,000円を増額計上いたしております。

補正の内容としましては、平成30年12月14日に国において閣議決定されました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係るものでございます。

今年度発生しました自然災害、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震などの激甚災害を考慮いたしまして、国民生活を支える重要なインフラが、あらゆる災害時でもその機能が発揮できるように、国の主導により重要インフラの緊急点検が行われました。

福岡県においても、御笠川那珂川流域下水道の御笠川浄化センターを点検した結果、同センターにおいて水処理施設などの耐震対策工事等を実施することとなり、平成30年度全体事業費3億8,420万円の緊急対策が補正計上されております。

この福岡県の事業に対しまして、御笠川那珂川流域下水道の構成市に追加で求められました負担金6,767万3,000円のうち、本市の負担割合9.8%分の663万2,000円の負担金を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮原伸一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 耐震対策工事のこの概要といたしますか、計画の概要、これを教えてください。

○委員長（宮原伸一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） 今回追加で補正計上させていただいている分では、水処理施設の更新工事、これは電気関係だそうです。それから、汚泥処理設備の更新工事、これも汚泥処理設

備の電気関係の工事になるそうです。それから、水処理施設の耐震化の本体の工事、それらに係る設計、業務委託というふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（宮原伸一委員） よろしいですか。

○委員（橋本 健委員） はい。

○委員長（宮原伸一委員） ほかに。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） そのことに関連しまして、工期はいつからいつまでと考えてらっしゃるんですか。

○委員長（宮原伸一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） 実際この事業は福岡県においても県の2月補正で計上いたしてございまして、今設計等を進めている段階と聞いております。

工期はもう平成31年度まで繰り越ししまして実施するものというふうに聞いております。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） ということは、実質の金額はまだ、確定が出てきていないということの認識ですけれども、またこの負担金が出てくる可能性があるということで認識しとっていいですか。

○委員長（宮原伸一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） 実際にはまだ設計の段階でございますので、来年度以降、また精算、それからもう一つこちらは3カ年計画になりますので、平成30年度、平成31年度、平成32年度の緊急対策の計画と聞いております。また、平成31年度は平成31年度で発生する可能性がありますので、構成市の負担割合に応じて、場合によっては負担するということが今後出てくるかもしれないです。

以上です。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 建設経済常任委員会で1回視察に行かせていただいて、いろいろ施設を見させていただいて、改良工事をずっとされている現状は見ていました。

それで、今回こういう国からの指示、通知なのでやられると思いますが、今後その工事の規模が余り大きくなると、うちの自治体の決算予算規模では非常に厳しいものを感じておりますので、そのあたりをしっかりとまた対応していただきたいというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか。

○委員長（宮原伸一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤政吾） ありがとうございます。

実際は御笠川浄化センターのほうで耐震化の工事、それから水没等をしたりしても大丈夫なような電気設備の工事等を実際は何年かにわたって計画はあったようでございます。それに合

わせて今回この緊急対策の分は国の補助率が通常5割なんですけど、これは6割あります。そういった今まであった計画を前倒して、できるだけこの3年間で施工できる分は施工したいというふうな考え方だと聞いております。

○委員長（宮原伸一委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 大変でしょうけれども職員の方をお願いしたいのは、これから随時こういった情報は的確、早目に教えていただければ助かります。これはもう要望をお願いします。

○委員長（宮原伸一委員） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（宮原伸一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時26分〉

○委員長（宮原伸一委員） 以上で当委員会に審査付託されました議案の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） ここで、お諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宮原伸一委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（宮原伸一委員） これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年5月21日

建設経済常任委員会 委員長 宮 原 伸 一